

滋賀県個人情報保護条例（抜粋）

[平成7年3月17日滋賀県条例第8号]

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、保有個人情報の開示、訂正および利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第3章 事業者の保有する個人情報の保護

（事業者の責務）

第46条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に伴い個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な取得、利用、管理等に努めなければならない。

（指導および助言）

第47条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、事業者が個人情報の適正な取得、利用、管理等を行うよう、必要な指導および助言を行うものとする。

2 知事は、滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴いて、事業者が個人情報を取り扱う際のよりどころとなる指針を作成し、公表するものとする。

（説明または資料の提出の要求）

第48条 知事等は、事業者が個人情報の取得、利用、管理等を不適正に行っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明または資料の提出を求めることができる。

（是正の勧告）

第49条 知事等は、事業者が個人情報の取得、利用、管理等を著しく不適正に行っていると認めるときは、滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

（事実の公表）

第50条 知事等は、事業者が第48条の説明もしくは資料の提出を正当な理由なく拒んだとき、または前条の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

2 知事等は、前項の公表をしようとするときは、あらかじめ、事業者に対して意見陳述の機会を与えるとともに、滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴かななければならない。

（苦情相談の処理）

第51条 知事等は、事業者の行う個人情報の取扱いに関する苦情相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

事業者における個人情報の取扱いに関する指針

平成7年9月4日滋賀県告知第436号
(改正)平成17年9月16日滋賀県告知第826号

1 趣旨

この指針は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の保護を図るため、事業者が個人情報の保護のために適切な措置を講ずる際のよりどころとなるように作成したものである。

2 対象とする個人情報

- (1) この指針において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) この指針は、情報の処理形態のいかんにかかわらず、事業者がその事業活動に伴って取り扱う個人情報のすべてを対象とする。

3 個人情報の取得

- (1) 個人情報の取得は、事業者の正当な事業の範囲内において、利用目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で行うものとする。
- (2) 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段により行うものとする。
- (3) 個人情報を取得するときは、原則として本人が利用目的を確認できるようにするものとする。
- (4) 個人情報の本人以外のものからの取得は、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限るものとする。

4 個人情報の利用または提供

- (1) 個人情報の利用または提供は、原則として利用目的の範囲内で行うものとする。
- (2) 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用し、または提供しようとするときは、本人の同意がある場合または本人の権利利益が不当に侵害されるおそれのない場合に限るものとする。

5 個人情報の適正管理

- (1) 個人情報は、利用目的に必要な範囲内で、正確かつ最新なものに保つよう努めるものとする。
- (2) 個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失およびき損の防止その他の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) 保有する必要がなくなった個人情報は、確実に、かつ、速やかに廃棄し、または消去するものとする。
- (4) 個人情報の取扱いを伴う事業を委託するときは、受託者に対して、個人情報の保護のために適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

6 自己情報の開示等

- (1) 本人から自己の個人情報について開示を求められたときは、原則としてこれに応ずるものとする。
- (2) 本人から自己の個人情報について事実の誤りがあるとして訂正、追加または削除を求められたときは、内容を確認の上、原則としてこれに応ずるものとする。
- (3) 本人から自己の個人情報について不適正な取得、利用または提供があるとして利用の停止、消去または提供の停止を求められたときは、内容を確認の上、原則としてこれに応ずるものとする。

7 苦情の処理

個人情報の取扱いに関する相談窓口を設置し、個人情報の取扱いについて苦情等があったときは、適切かつ迅速に処理するものとする。

8 実施責任

個人情報の取扱いについて権限を有する者は、この指針を遵守する責任を負うものとする。